

平成30年1月17日  
子ども・若者部

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部改正について

(付議の要旨)

使用料・利用料の見直しに伴い、世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する。

1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料を改定するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年	2月	福祉保健常任委員会（条例改正案）
		平成30年第1回区議会定例会（条例改正案）
		公布（同日施行）
	10月	料金改定

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前					
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）					
種別	利用形態	利用料			被保護者	種別	利用形態	利用料		
		所得割課税額が0円以外の世帯に属する者	所得割課税額が0円のみ課税世帯を含む。）に属する者					課税世帯に属する者	非課税世帯に属する者	
1 第2条第1号に掲げる事業を利用する場合（次項又は3の項に定める場合に該当するとき、それぞれ次項又は3の項に定める額を加算する。）	宿泊（1泊目）	母子1組につき 9,000円	母子1組につき 3,000円	母子1組につき 0円	1 第2条第1号に掲げる事業を利用する場合（次項又は3の項に定める場合に該当するとき、それぞれ次項又は3の項に定める額を加算する。）	宿泊（1泊目）	母子1組につき 6,400円	母子1組につき 3,200円	母子1組につき 0円	
	宿泊（2泊目以降）	母子1組につき 4,500円	母子1組につき 1,500円	母子1組につき 0円		宿泊（2泊目以降）	母子1組につき 3,200円	母子1組につき 1,600円	母子1組につき 0円	
	日帰り	母子1組につき 3,000円	母子1組につき 1,000円	母子1組につき 0円		日帰り	母子1組につき 2,060円	母子1組につき 1,030円	母子1組につき 0円	
2 第3条第3項の規定により、事業を利用する子の兄又は姉（次項に規定する多胎妊娠に係る	宿泊（1泊目）	1人につき 3,400円	1人につき 1,800円	1人につき 0円	2 第3条第3項の規定により、事業を利用する子の兄又は姉（次項に規定する多胎妊娠に係る	宿泊（1泊目）	1人につき 3,400円	1人につき 1,800円	1人につき 0円	
	宿泊（2泊目以降）	1人につき 1,700円	1人につき 900円	1人につき 0円		宿泊（2泊目以降）	1人につき 1,700円	1人につき 900円	1人につき 0円	
	日帰り	1人につき 1,000円	1人につき 600円	1人につき 0円		日帰り	1人につき 1,000円	1人につき 600円	1人につき 0円	

改正後					改正前				
子に該当する者を除く。)が施設を使用する場合					子に該当する者を除く。)が施設を使用する場合				
3 事業を利用する子が多胎妊娠に係る子の1人である場合の当該利用に係る子以外の多胎妊娠に係る子が事業を利用する場合	宿泊(1泊目)	1人につき 1,000円	1人につき 500円	1人につき 0円	3 事業を利用する子が多胎妊娠に係る子の1人である場合の当該利用に係る子以外の多胎妊娠に係る子が事業を利用する場合	宿泊(1泊目)	1人につき 1,000円	1人につき 500円	1人につき 0円
	宿泊(2泊目以降)	1人につき 500円	1人につき 250円	1人につき 0円		宿泊(2泊目以降)	1人につき 500円	1人につき 250円	1人につき 0円
	日帰り	1人につき 250円	1人につき 120円	1人につき 0円		日帰り	1人につき 250円	1人につき 120円	1人につき 0円
備考					備考				
1 この表において「所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額をいう。					1 この表において「課税世帯」とは、事業を利用する日の属する年度の前年度分の区市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。次項において同じ。）を課されている世帯をいう。				
2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。					2 この表において「非課税世帯」とは、事業を利用する日の属する年度の前年度分の区市町村民税が課されていない世帯をいう。				
3 この表において「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。					3 この表において「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。				